

近代自然法思想の再評価

—自然法と先住権問題—

平子友長

一. ホッブズとステイトの思想

筆者は、西洋近代において三つの国家類型が歴史的に相継起したと考えている^一。

第一に、一六世紀から一七世紀にかけてステイトとしての国家^二が形成された。戦争の停止と生命の安全保障がステイト設立の唯一の目的であった。

^一 西洋近代ステイトの三類型の歴史的継起とそれを支えた政治思想については、平子（二〇〇三）を参照。

^二 本稿においては、不自然さを覚悟の上で敢えて「ステイト」、「ネイション・ステイト」などとカタカナ表記し、西洋文献の誤読の源泉である国家という用語の使用をできる限り回避することに努めた。ステイトの訳語を国家とすることは、二重の誤解に基づいているからである。第一に、西洋では古典古代以来、公共的政治団体（ポリティーケー・コイノーニア）は家共同体（オイコス）とは異質な構成原理を持つ共同体として形成された伝統を持っているが、西洋政治学の諸概念の翻訳に努めた明治初頭の日本の知識人は、日本の政治的伝統に制約されて公共的政治団体の観念として拡大された家（「おほやけ」＝大きな家）以外の観念を持つことができず、ステイトを国家（クニなるイエ）と訳した。第二に、ステイトは、公共的政治体一般を意味する一般的概念ではなく、西洋近世以降成立した極めて特殊な公共的政治体を表示する概念であった。

「ステイト Staat とは、ある限定された領域の内部で……正当な物理的暴力行使の独占を自らに要求する（かつそれに成功する）人間共同体である。ステイトが暴力行使に対する『権利』の唯一の源泉として認められていること……が、現代に特有なことである。……ステイトとは、歴史的にステイトに先行する政治的諸団体と同様に、正当な（ということはつまり、正当と見なされている）暴力行使に支えられている、人間の人間に対する一つの支配関係である。」（Weber 1980, S.506f. 訳五五六～五五七頁）

ウェーバーは、『職業としての政治』において、ステイトを西洋近代に特有な政治制度（ウェーバーの用語では「政治団体 der politische Verband」）として定義している（それどころか上掲の引用においてステイトは、「現代 die Gegenwart に特有な」現象として把握されている）。ステイトの訳語として「国家」を使用する場合、「古代国家」、「封建国家」、「東洋国家」などという表現を安易に用いることはできない。

第二に、一八世紀にネイション・ステイトとしての国家が成立する。ステイト構成員（「国民 nation」）の生活水準の向上を可能にする国民的生産力および国民的市場の形成がステイト設立の目的となる。「文明化」（＝「未開」の征服）を旗印に、帝国としての発展を目指すステイトが登場する。

第三に、ナショナリズムを装備したネイション・ステイト **nationalistic nation state** が、フランス革命後の祖国防衛戦争を通してフランス国民の間にまず成立し、その後、ナポレオンの帝国支配への抵抗戦争の過程で全ヨーロッパに拡大されて行く。祖国防衛の危機意識の中で諸ステイトは、「共通敵」を想定し、国民の「民族的」な一体性を強調し、過去の歴史の諸事実を取捨選択しつつ「民族の歴史」を構成して行く。古典語の郷土愛 **patriae amor caritasve** とは異質な「愛国心 **patriotism**」が強調され、ステイトはステイトの名において国民の生命さえも要求する「権利」を獲得する。

ステイトが国民の「生命を要求する権利」を獲得したことが、第三類型を第一、第二類型から区別するメルクマールである。ネイション・ステイト形成以前に、構成員の生命を賭した献身と犠牲を要求した社会組織としては、家 (**oikos, domus, Haus**)、共同体 (**koinonia, civitas, res publica, Gemeinde**)、宗教組織 (**Kirche, Sekten**) などがある。歴史的に見れば、ステイトは、家・共同体・宗教組織相互の果てしない殺戮を停止させるために構想された制度であった。組織や集団の目的のために構成員の生命さえも犠牲として要求するあらゆるイデオロギーは、ステイトの立場から見れば狂信 **enthusiasm** と呼ばれた。元来、こうした狂信を克服するためにステイトの思想は誕生した。ところがナショナリズムの成立以降は、ステイトそれ自体が「狂信」の組織に変質した。構成員の生命を捧げる献身をステイトに集中するために、ステイト形成以前にそのような犠牲的献身の対象であったあらゆる組織（家・共同体・宗教団体）の記憶や慣習が拾い集められ再動員され、ステイトの「本質」や定義として利用されていった。

以下に、ホブズの主著『リヴァイアサン』に依拠しつつ、ステイト型の政治的公共体の特徴を列記する。

(一) ステイトの思想にとって核心的なことは、その構成員が抽象的な「人 **man**」一般であることにある。理論的には、自然状態において「各人の各人に対する戦争状態」に置かれるすべての諸個人が、民族・言語・宗教・ジェンダー・文化等の相違を一切捨象されて、同一のステイトの可能的構成員とされた。後に成立するネイション・ステイトとは異なっ

てステイトは、あらかじめステイトから排除される人間たちを想定しない。

(二) 彼らに要求される資質は、「死の恐怖」と「自然法」（平和を確立するために万人が同意できる諸条項）を案出する理性的能力だけであった。ステイトは、構成員の生命の

保証だけをその設立目的とする。ステイトは、死の恐怖の克服を求めない。ステイトの時代、死の恐怖の克服を要求した団体は、むしろ様々な宗教的信条を絶対化する狂信者 *enthusiasts* たちのそれであり、彼らはステイト設立の最大の敵対者であった。

(三)ステイトの構成員の無限定性に対応して、ステイトにはいかなる地理的限界もない。もちろんホブズは、現実のステイトが複数存在することを知っていたけれども、ステイトの複数性は、理論的には、自然状態の変形された継続として了解された。ステイトは、固有の領土、文化、言語、宗教、民俗的慣習などの一体性を要求しない（それが人間を敢えて抽象的な諸個人として把握する根拠である）。ステイトは却って、紛争状態にある（または至りうる）複数の集団（敵・味方）をともに包含する政治組織である点に本質的機能がある。相抗争し合う諸集団を調停するためにステイトそれ自身は、構成員の生命を保証する以外のいかなるイデオロギーも持ってはならない。

(四) 戦争の停止を設立目的とするステイトは、固有の領土を持たないが故に、国内法と国際法とを原理的に区別しない。

(五)主権者とステイト設立契約を結ぶ主体は、個々の個人であり、各個人は、ステイト設立後も、自己の生命が死の危険に晒されると見なされるときは、いつでも自己の判断において自然状態に復帰することができ、自然権を行使することができる^三。

二. ロックによる「無主の地」理論の確立^四

三 「力 *force* に対して力によって自己を防衛しないという契約は、常に無効である。…（死、傷害および投獄を避けることが権利を放棄する唯一の目的であるから）。…人間は自然本性によって…抵抗しないで即刻確実に殺されるよりは、死の危険を賭して抵抗することを選択するものである。そしてこれが万人に認められた真理であることは、犯罪者を処刑場や牢獄に連れて行く時は、武装した人々が連行することからもわかる。しかも犯罪者は、かれらを処罰する法律にすでに同意しているにもかかわらず、そうするのである。」（Hobbes 1968, p.199 訳 I、二〇三～二三一頁、傍点は平子）。

「《臣民たちは、自分の身体を、合法的に侵略する者たちに対してさえ、防衛する自由を持つ。》…もし主権者が、ある人に対して（正当に有罪とされた者であっても）、彼自身を殺したり、傷つけたり不具にしたりせよと命じ、あるいは彼を襲う人々に抵抗すると命じるとしても、…その人は従わない自由を持っている。」（Hobbes 1968, p.268-269 訳 II、九六頁）。

四 ロックにおける「無主の地」論の構成については、平子（二〇〇七 a）を参照。

社会思想史の通説においてロックは、労働に基づく所有権理論を基礎付けた人として肯定的に評価されている。『市民統治論』においてロックは、生命（身体）、自由、所有権 property をしばしば併記している。これらは三位一体をなしており、生命の働き（＝労働）から所有権が生じ、所有権を擁護することによってはじめて各個人の自由と生命の安全も保証されると、ロックは考えている。

しかしロックの所有権理論は、労働能力を所有している人間の所有権を結果的には否定する論理となっている。ロックの所有権論は、以下の五段階から構成されている。

（一）神はまず、大地と大地が生み出すすべての物を人類に共有物として与えた（土地の根源的共有 二五、二六節）。

（二）「しかしすべての人間は彼自身の身体 person に対する所有権を持っている。…彼の身体の労働および彼の手の仕事は、正当に彼のものである。」（二七節）。

（三）次いでロックは労働に対する私的所有権から、労働対象と労働生産物に対する所有権を導出する（「この労働は疑うことのできない労働者の所有であるから、労働がひとたび加えられた物に対しては、彼のみが権利を持つ。」二七節） こうして狩人が追跡している動物は、少なくとも彼が駆り立てている間は、彼の所有物になる。それどころか本人の労働が投入されなくとも、「私の馬が食べた草、私の召使いが切り取った芝土」（二八節）さえも私の所有物となる。

（四）しかしこの労働生産物に対する所有には、二つの制限が加えられる。第一の制限（量的制限）は、労働生産物は各人がそれを有効に利用しうる範囲内においてのみ労働主体の所有となるという制限である。他方、有効に利用しえない部分は他人の所有に帰する。第二の制限（質的制限）は、単なる労働一般のレベルでは、植物や動物など地表の動産に対する所有権を成立させることができるだけで、土地それ自体に対する所有権を成立させることはできないことである。そこで土地所有権の成立を説明するために、第五の規定が付加される。

（五）農業労働だけが土地に対する所有権を発生させる。

「一人の人間が耕し、植え、improve し、開墾 cultivate し、その生産物を利用することのできるだけの土地、それだけが彼の所有物である」（三二節）。「神とその理性

は、地球を subdue すること、すなわち生活の便宜のために地球を improve することを人間に命じた。^五 (32 節)。

ロックによれば、神は大地を「開墾」するために人類に与えた。「開墾」によってはじめて土地は、共有物から私有物に転化し、開墾者の排他的所有となる。地球上で狩猟、漁労、採集など非農業的自然経済を営む人々は、神が人間に託した使命を蔑ろにしている人々である。彼らが住む土地はすべて「無主の地 terra nullius」であり、開墾者によって subdue (開墾=征服) されることが神によって待望されている。「無主の地」理論の確立、これがロック『市民統治論』の隠された主題であった。同章において、イングランドの優秀な農業経営の対極に挙げられた事例はすべてネイティブ・アメリカンの「非生産的」な生活様式であり、それ故に、彼らはイングランドの入植者たちによって追放されなければならない人々として描かれていることがこのことを雄弁に語っている^六。これは事実上、先住民を追放して土地を囲い込むことを意味したが、ロックはそれを他人の権利に対する如何なる侵害でもないと考えた。その理由は、彼が地球上の土地は無尽蔵であると想定していたからである。

「ある人が自分のために土地を囲い込んだからといって他の人々のために残された土地がそれだけ少なくなったわけではない。というのは他の人が十分利用しうるだけの土

^五 上掲の引用文において improve と subdue を原語のまま残しておいた。従来の邦訳では、これらは造作なく「改良する」「開墾する」と訳されてきた。しかし、improve を「改良する」と訳すことによって、ロックの時代にはこの言葉は未だ今日のような「改良」一般を意味する言葉ではなかったことが看過され、subdue を単に「開墾する」と訳すことによって、この単語が本来持っている「征服する」という意味が隠されてしまった。従来の邦訳は、ロックの政治思想が秘めている暴力性の契機を正確に捉えることができなかった。詳細は、平子 (二〇〇七 a) を参照。

^六 アメリカ大陸の先住民たちは、実際は、優れた農業技術を有する諸民族であった。ジャガイモ、トウモロコシ、カボチャ、トマト、チョコレート、綿、煙草、落花生などは、元来、アメリカ大陸で栽培されていた植物であった。ピルグリム・ファーザーズと呼ばれる人々 (一〇一人) が一六二〇年一月にプリマスに到着した直後、かれらは厳しい冬の寒さと飢餓に苦しめられ、春までにその半数が死亡した。生存した者たちの多数は、農耕の経験のない都市生活者たちであった。彼らに、トウモロコシ、ジャガイモ、カボチャなどの栽培法を教えたのは、インディアンと呼ばれる先住民であった。プリマス到着から一年の生存を感謝する祝祭が一六二一年一月プリマスで行われた。これが、サンクスギビング・デイの起源となった。しかし白人入植者たちが感謝を捧げたのは、キリスト教の神に対してであって、彼らに生存の技術を教えた先住民に対してではなかった (藤永一九七四、二八～三七頁参照)。

地を彼が残しておくならば、彼は何も取らないに等しいからである。」（三三節、傍点は平子）。

カントが自己の所有理論および永遠平和論を地表の球面性に由来する有限な空間性の上に基礎付けたことの意味は、ここにあった。ロックの土地所有権論は大地の広大無辺命題と結合することによって、強者（西洋植民者）に都合の良い理論を提供していたからであった。

4. カントにおける「世界市民法」の主題

カントは『永遠平和のために』（一七九五）を執筆した二年後に『人倫の形而上学』（一七九七）を公刊した。この著作は『永遠平和のために』において着手した西洋植民地主義批判を法理論的に基礎づける試みでもあった。特に、その「第一部 法論の形而上学的基礎」は『永遠平和』との密接な関連を度外視してはその意義を十分に評価することができない。「永遠平和のための第三確定条項」である世界市民法の内容は、ロックによって基礎付けられた「無主の地」理論の批判と結びつけられている。カントの所有権論の主題の一つが、アメリカ、アフリカ、オーストラリア大陸における先住諸民族の土地占有権を擁護することにあつたことを考慮する時、カントが私法を自然状態においてすでに構成可能であると主張したことの理由を理解することができる。

カントの所有権論の主題は、いわゆる先占権の擁護にある。その場合、先占の仕方に一切の限定を設定しないことが核心点である（Kant 1977a, S. 356, S. 360 参照）。カントによれば、地球上に住むすべての人間による地球の本源共の最初の形態が「先占 *Bemächtigung, occupatio*」であった。先占とは、「すべての人間は、自然または偶然が（彼らの意志に構いなしに）彼らを置いたその場所に居る権利を持っている」（*ibid.* S. 373）ことを意味する。その意味で「本源共の全体占有 *der ursprüngliche Gesamtbesitz* は、アフリカにある私的占有の可能性の根拠を含んでいる」（*ibid.* S. 360）とカントは言う。

カントによれば、地球上に生を営むあらゆる人々にはその土地に居住（「物理的占有」）しているだけで、すでにその土地に対する正当な占有権が成立する。この先占は、将来市民的体制が設立される暁には公的に承認されるべきであることをすでに法的に見越しているかぎり、すでに一つの法的占有である（*ibid.* S. 366f.）。

カントはロックと同様、土地が本源共には人類に共有されていると考える。しかしその理由は、ロックと正反対である。カントにとって土地共有の理由は、「地表が球面である

から、地表のあらゆる場所は一体 *Einheit* をなしている」ことによる^七。地球が球面（同一の体積に対して表面積を最小にする三次元物体が球である）であることが、すべての人間が一つの自然法的共同体を構成しなければならない理由である。われわれは現代の地球生態系の危機問題に対処するための先駆的な構想を、カントの法理論のうちに見いだすことができる。

「永遠平和のための第三確定条項」においてカントは、訪問権 *Besuchsrecht* について規定した直後に、「アメリカ、黒人諸国、香料諸島、喜望峰・・・東インド（ヒンドスタン）」などの諸地域における西洋諸国民による暴力的な植民活動の批判に移り、清朝中国や日本の鎖国政策が植民地化を阻止するための正当な防衛策であることを述べている。訪問権と西洋諸国による植民地主義批判との関係は、政治的パンフレットである『永遠平和のために』においては慎重に隠されている。しかし、訪問権は定住権との関係においてのみ意味を持つことは、『人倫の形而上学』の第一部『法論の形而上学的基礎』第二部「公法」第三章「世界市民法」における以下の記述から明らかである。

「こうした濫用〔沿岸を訪問するだけでなく、そこに定住し、そこを植民地として祖国に併合すること〕の可能性があるからといって、すべての人との共同 *Gemeinschaft* を試み、この目的のために地球のあらゆる場所を訪問する地球市民の権利が廃棄されてはならない。もっともこの訪問する権利は、他の民族 *Volk* の土地に定住する権利 *ius incolatus* ではない。定住する権利を得るにはある特別な契約が必要とされるからである。」（*ibid.* S. 476）。

すべての人間は（西洋人でさえも）訪問権を持つが、定住権は持たない。訪問者に定住権を付与する権利を持つものは、先住者である。

七 カントがロック批判を意図していたことは、以下の文章からも明らかである。

「なぜならもしかりに地球が無限の平面であったすれば、人間たちは地球上で何処までも拡散することができ、その結果、彼らは互いに共同関係 *Gemeinschaft mit einander* を結ぶこともなく、従ってこの共同関係が、地球上に人々が生存することの必然的帰結となることもなかったことになるからである。地球上のすべての人間による〔地球の〕占有は、人間のすべての法的行為に先行している（自然それ自体によって構成されている）ので、本源的全体占有 *der ursprüngliche Gesamtbesitz*（本源的占有共同体 *communio possessionis originaria*）である。」（*ibid.* S. 373）。

「ある民族が新たに発見した土地に、その地域にすでに居住している民族と隣り合っ
て、隣接居住 *Anwohnung*(*accolatus*)と占有取得 *Besitznehmung* を企てることは、そ
の先住民の同意が無くてもゆるされるのだろうか。— 開拓が先住する民族の居住地か
ら非常に隔絶しているために、双方の民族のどちらによる自分の土地の使用も他方に損
害を与えないという仕方になされるならば、開拓を行う権利には疑問の余地がない。し
かし先住民が（ホッテントット、ツングース、大半のアメリカの諸民族 *Nationen* のよ
うに）広大な荒れた地域によって生計を立てている遊牧民族や狩猟民族である場合には、
開拓が許されるのは暴力によってではなく、もっぱら契約による場合だけであろう。契
約が結ばれたとしても、先住民が土地の割譲について無知であることを利用して結ばれ
たものであってはならない。」 (*ibid.* S.476)

この引用文においてカントが、「ホッテントット、ツングース、大半のアメリカの諸民
族」というように西洋諸国民による先住民の権利侵害が行われている諸地域を特定してい
ることは重要である。カントは「永遠平和のための第一確定条項」として「各ステイトに
おける市民的体制は共和的であるべきだ」 (*ibid.* S.204) と主張している。『永遠平和の
ために』が執筆された時点（一七九五年）において、完全な共和制ステイトは一七八三年
に独立を承認されたアメリカ合衆国だけであった（一七九四年七月いわゆるテルミドール
の反動以後のフランスをもはや完全な意味での共和制と呼ばないとすれば）。しかしカ
ントは、熱烈な共和制の擁護者であったにもかかわらず、アメリカ合衆国を共和制のステ
イトであると承認することを拒否している。カントがアメリカについて言及するとき、それ
は専ら、先住民の住むアメリカである。上掲の「アメリカの諸民族」の中には白人入植者
は含まれていない。それは、アメリカ大陸への入植が、（一）先住者による許可なく行わ
れたからであり、（二）たとえ契約書が取り交わされたとしても、それは先住者の所有権
およびその他の法律に関係する諸事項の無知につけ込んで結ばれたものであったからであ
る^ハ。確かにカントは、アメリカ合衆国建国の不当性を名指して批判することはない。し

^ハ 「アメリカ合衆国内の土地の占有について、インディアンと白人との間に結ばれた条約、
協定は、三〇〇を超えたが、そのほとんどすべてが、白人側から一方的に破られた。」（藤
永一九七四、四二頁）。またアメリカ先住民たちは、私的所有権の慣習を持たず、土地所
有権売却・譲渡などの権利証書に関する観念も持たなかった。白人入植者たちは、土地所
有権譲渡証書を作成し、文字を持たない先住民たちに署名欄に×印を書かせた。この「署
名」によって、先住民たちは居住地から追放され、譲渡したはずの土地に足を踏み入れた
者は容赦なく射殺された（同、四四～四五頁）。「先住民が土地の割譲について無知であ
ることを利用して結ばれた」契約は無効であるというカントの主張は、こうした行為が日
常的に繰り返されている事実を踏まえてなされている。

かし『永遠平和のために』、『人倫の形而上学』を注意深く読めば、事実上アメリカ合衆国の批判を含意している発言は至る所に見いだされる^九。

「彼ら〔ヨーロッパの文明化された諸ステイト *gesittete Staaten*、特に貿易を営む諸ステイト〕は、自分たちの信心深さを誇っては大騒ぎし、不正を水のように呑み込みながら、信仰の正しさにおいてわれこそは選ばれた者であると認められたいと願っている列強諸国なのだ。」 (Kant 1977 S. 216)

「自分たちの信心深さを誇っては大騒ぎし、不正を水のように呑み込みながら、信仰の正しさにおいてわれこそは選ばれた者であると認められたいと願っている」人々の中に、アメリカ合衆国を建国したプロテスタントの信仰者も含まれていた。

カントは、『理論と実践』（一七九三）においては、「世界市民的体制」を「いかなるステイトもそれに服従せざるをえない公法に基づいた国際法」（*ibid.* S.171）として構想し、「普遍的な国際ステイト *ein allgemeiner Völkerstaat*」（*ibid.* S.172）を導入するという格率を推奨していた。しかしその二年後の『永遠平和のために』では、「一つの世界共和国 *Weltrepublik* という積極的な理念の代わりに…戦争を防止し、持続し、たえず拡大する〔諸ステイト〕連盟という消極的代用物のみが、法を忌避し敵意を抱く傾向性の流れを押さえることができる」（*ibid.* S.213）と述べて、主張をトーン・ダウンさせたように見える。しかしここに筆者は、西洋国際法の限界を深く認識したカントの自然法思想の深化を見るべきであると考えます。

カントの時代の国際法とは、実定法的には西洋諸ステイトの相互関係を規制するヨーロッパ地域法にすぎず、それが非西洋諸地域に拡大される際には、当該地域における領土そ

^九 「なるほどこうした暴力行為を世界のためになるとして正当化する根拠は十分にあるようにも見受けられる。一つには、未開の諸民族を開化するとか…、また一つには、墮落した人間たちを除去して自分たちの土地を浄化するとか、世界の他の地域（例えばオーストラリア *Neuholland*）でこの墮落した人間たちや彼らの子孫の矯正が望まれる、などと言われる。しかし、本人たちは良いと思いついで言っているこうした意図のどれも、そのために用いられる手段における不正義の汚点を洗い清めることはできない。— これに反論して、法律の存在する状態の樹立を暴力でもって開始することを躊躇するならば、地球全体はおそらく法律不在の状態に留まっていただろう、ということが言われる。しかし、これによって前述の法的条件〔ある土地を開拓する権利を得るためには、先住する遊牧民族や狩猟民族の契約による合意を必要とすること〕を廃棄することはできない。それは、ステイト体制が腐敗すれば、これを暴力でもって作り替える権利も、さらには、たった一度だけ不正義をなして、それ以降は正義をそれだけ一層確かなものとして確立し、開花させる権利さえも、そもそも人民にはあるのだとするステイト革命家たちの口実が、かの法的条件を廃棄できないのと同様である。」 (*ibid.* S.476f.)

の他の利権をめぐる西洋諸ステイト相互の紛争を調整するものでしかなかった。その際、非西洋諸地域の先住民たちは国際法の法的主体ではなく、物件として処理される対象でしかなかった。当時の国際法は、良く機能した場合であっても、西洋諸ステイト間の平和的共存に寄与するだけであった。非西洋諸地域の先住民にとって国際法は、単に不十分であるとか、無力であるというレベルを超えて、それ自体が西洋諸国民による暴力的な植民活動を法的に正当化する法制度であった。従ってカントは、永遠平和をもたらす国際法システムの見取り図を詳細に描くことに、希望を見いだすことはできなかった。それは、ハーバースが言うように、カントが「同時代の経験の地平を乗り越えな」（Habermas 1997, S.198）だったからでも、近代ステイトの主権性のドグマに縛られていたからでもない。カントは国際法システムの拘束力の強化（今日の国際連合や EU などに見られる諸ネーション・ステイトの主権性の制限）によっては対処することができないほど、途方もなく深刻な犯罪と悲劇を見据えていたからである。しかもその加害責任を負うべき者は西洋文明諸国民であった。軍事力、経済力、狡猾さなどの点で比較にならぬほど優越している諸集団によって行使される侵略的植民活動に対して、カントが被害者である諸民族に提案できることは、可能なところでは日本や中国のように鎖国をして彼らを上陸させるな、ということだけであった。他方、西洋の文明諸国民に対しては、こうした植民活動を止めないかぎり、自分たちが理性的だとか、道徳的だとか、文明的に優れているとか言う資格はないのだ、と批判しているのである。

最晩年のカントにとって世界市民法の概念は、アメリカ先住民やホッテントットなど散居しつつ遊牧ないし狩猟によって生活する先住民の先占権の擁護と切り離すことができない。国際法の法主体がステイトであるのとは異なり、世界市民法の主体は、いかなる集団に所属しているかを問わず、「一つの普遍的な人類ステイトの市民であると思なされるかぎりでの」（Kant 1977, S.203）人間すべてである。国際法システムをいかに改良しても、そのシステムがステイトを法主体としているかぎり、それは直ちに世界市民法とはならない（それに近づくことはできる）。他方、世界市民法は、同時代の国際法システムによる法的保護から排除されている人々の訴えに耳を傾け、その問題を公開化し、公共化し、条約その他の手段によって制度的に解決することを志向する永続的なプロセスである。従って世界市民法は、国際法と違って精緻な制度化を設計する必要は必ずしもない。人々を、問題の解決に向けて動かして行く理念としての機能がきちんと果たされればよい。

二〇〇七年九月一三日、国連総会で「先住民族の権利宣言 United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples」が、賛成一四三、反対四、棄権一一〇で採択された（欠席は三四カ国）^{一〇}。全四六条からなるこの宣言の画期的意義は、従来のように先住民のマイノリティとしての権利や多文化主義の一環として先住民の固有文化を尊重ないし保護するという水準を踏み越えて、先住民の土地や資源に対する所有権を承認し、主として西洋諸国民の植民活動によって略奪された土地および資源に対する補償問題にまで踏み込んだ条項を盛り込んだことである。宣言前文では、「〔国連総会は〕先住民たちが、とりわけ彼らの植民地化および彼らの土地 lands、居住領域 territories および資源の剥奪の結果としての歴史的不正に苦しめられてきたこと…に配慮し、先住民の固有の諸権利、…特に、土地、居住領域および資源にたいする彼らの諸権利を尊重かつ促進することを承認する」と述べられている。

特に重要な条項は、第二六条、第二八条である。

「第二六条 先住民は、自分たちが伝統的に所有し、先占 occupied し、またそれ以外の仕方でも利用ないし獲得してきた土地、居住領域および資源に対する権利を有する。先住民は、彼らが伝統的な所有権またはその他伝統的な先占ないし利用によって保有している土地、居住領域および資源…を所有し、利用し、開発し、管理する権利を有する。ステイトは、上記の土地、居住領域および資源に対して法的な承認と保護を与えなければ

一〇 棄権した一カ国は、アゼルバイジャン、バングラディッシュ、ブータン、ブルンジ、コロンビア、グルジア、ケニア、ナイジェリア、ロシア共和国、サモア、ウクライナであった。

一一 宣言の採択までには二五年の歴史が経過した。一九八二年、国連経済社会理事会 (ECOSOC) は、先住民の諸権利を保護するための人権基準を策定するワーキング・グループを設立した。ホセ・マルティネス・コーボ特別報告者の先住民に対する差別問題に関する研究が、設立の契機となった。一九八五年、ワーキング・グループは、先住民の権利宣言の草案の準備を開始し、一九九三年、最終案をとりまとめ、少数者集団に対する差別防止と保護に関する小委員会に提出し、この案は一九九四年に採択された。その後草案は、国連人権理事会に送られ、理事会は、この草案を審議するためのワーキング・グループを設立した。二〇〇六年六月二九日、国連人権理事会は、宣言を採択した。以上の審議過程を受けて、二〇〇七年九月一三日、国連総会（第六一回）は宣言を採択した。

ばならない。この承認は、当事者である先住民の慣習、伝統および土地保有システムを正当に尊重した上で行われなければならない。」

「第二八条 先住民は、彼らが伝統的に所有またはその他の仕方で先占ないし利用してきた土地、居住領域および資源が、彼らの事前に十分な情報を与えられた上での自由な合意なしに、没収され、取り上げられ、占領され、利用され、または毀損された場合には、原状復帰を含みうる諸手段によって、土地、居住領域および資源を取り戻す権利を有する。また、それが不可能な場合には、それらに対する公正、公平かつ衡平な補償を要求する権利を有する。当事者である先住民が自由に結んだそれ以外の協定が存在しない限り、補償が行われる形態は、品質、規模および法的地位において同等な土地、居住領域および資源または貨幣による補償ないしその他の適切な補償手段でなければならない。」

本稿の読者は、上掲の諸条項にカント『人倫の形而上学』第一部「法論の形而上学的基礎付け」の具体化を読み取ることができるはずである。「先住民族の権利宣言」は、この宣言が各主権国家の内政問題へのいかなる干渉も意味しないという骨抜き条項（「第四六条 本宣言におけるいかなる条文も、…主権を有する独立諸ステイトの領域的一体性ないし政治的統一を、全体的であれ部分的であれ、分割または毀損するおそれのあるいかなる行動を正当化し、または奨励するものと見なされてはならない。」）を付したことによって初めて国連総会で採択された。

日本政府は宣言採択の時点においては、アイヌ民族が先住民族であるか否かという判断を留保したまま、第四六条が付加されたことを重視して賛成票を投じた^{一〇}。しかし二〇〇八年六月六日「アイヌ民族を先住民族として認め、関連する政策をさらに推進するよう政府に求める国会決議」が衆参両院本会議で可決されたことを受けて、日本政府はアイヌ民族を先住民族として承認するという認識を公式に表明した^{一一}。

^{一〇} 「先住民族の定義が国際的に議論が収斂していない。また、関係する省庁も多数にのぼり、それらの省庁から意見も出されており、結論を下せる状況にない。」（二〇〇七年九月一四日町村外相（当時）記者会見、『朝日新聞』二〇〇七年九月一四日夕刊）。

^{一一} 「アイヌの人々が日本列島の北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識のもと、国連宣言における関連条項を参照しつつ、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組む。」（二〇〇八年六月六日町村官房長官（当時）所信表明、『朝日新聞』二〇〇八年六月六日夕刊）。

世界の主要諸ステイトの大半が賛成したこの宣言に、最後まで反対した四カ国があった。それは、アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドであった。それらは、カントが最初の不正の上にどのように理想的体制を構築してもそれは最初に犯された不正を帳消しにはしないと批判した諸ステイトであった。

カントが『永遠平和のために』、『人倫の形而上学』を公刊してから二〇〇年以上の時間が経過した。われわれは、最晩年のカントが到達した政治思想の深い意義を理解し、世界市民法的体制を批判のための理念としてのみならず、国際政治の諸制度として一步一步実現することのできる時代に入ろうとしている。世界市民的共和制が実現するのにあとどれくらいの年月が必要なのか、だれにもわからない。しかし「先住民の権利宣言」採択によって開始された歴史の流れはもはや止めることはできない。この問題は、地球の生態系の保存の課題と密接に結びついているからである。おそらく二一世紀は、この両問題をめぐって、資本主義世界システムおよびそれを維持しようとする人々に対する長い戦いの歴史となるであろう。この課題が歴史的に果たされる時が来るまで、カント最晩年の政治思想のアクチュアリティが色あせることはないであろう。

【文献】（アルファベット順）

藤永 茂（一九七四）『アメリカ・インディアン悲史』、朝日出版社

Grotius, Hugo (1939), *De jure belli ac pacis libri tres*(1646). Der fotografische Neudruck der Ausgabe Leiden, Leiden.

Habermas, Jürgen (1997), Kants Idee des ewigen Friedens – aus dem historischen Abstand von 200 Jahren. In: derselbe, *Die Einbeziehung des Anderen. Studien zur politischen Theorie*. Suhrkamp, Frankfurt am Main.

Hegel, Georg Wilhelm Friedrich (1970), *Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse. Werke, Bd. 7*, Suhrkamp, Frankfurt am Main.

Hegel, Georg Wilhelm Friedrich (1970a), *Vorlesungen über die Philosophie der Geschichte. Werke, Bd. 12*, Suhrkamp, Frankfurt am Main. ヘーゲル（一九九四）『歴史哲学講義』上下、長谷川宏訳、岩波書店（岩波文庫）

Kant, Immanuel (1977), *Schriften zur Anthropologie, Geschichtsphilosophie, Politik und Pädagogik I. Werkausgabe Bd. 11*, Suhrkamp Frankfurt am Main. カント(二〇〇〇)『歴史哲学論集』カント全集第十一巻、岩波書店

Kant, Immanuel (1977a), *Die Metaphysik der Sitten (1797/1798). Werkausgabe Bd. 8*, Suhrkamp Frankfurt am Main. カント(二〇〇二)『人倫の形而上学』樽井正義、池尾恭一訳、カント全集第十一巻、岩波書店

Locke, John (1970), *Two Treatises of Government. Everyman's Library, London*. ロック(一九六八)『市民政府論』鶴飼信成訳、岩波書店(岩波文庫)

太壽堂鼎(一九九八)『領土帰属の国際法』東信堂

平子友長(二〇〇三)「ステイト・ネイション・ナショナリズムの関係」唯物論研究協会編『唯物論研究年誌』第八号、青木書店

平子友長(二〇〇四)「グローバリゼーションという現実 哲学に突きつけられた課題」日本哲学会編『哲学』第五五号、法政大学出版

平子友長(二〇〇五)「カント『永遠平和のために』のアクチュアリティ」東京唯物論研究会編『唯物論』第七八号

平子友長(二〇〇七)「西洋における市民社会の二つの起源」『一橋社会科学』創刊号

平子友長(二〇〇七 a)「西洋近代思想史の批判的再検討—カント最晩年の政治思想におけるロック批判の脈絡—」川越修他編『良知力記念論集』御茶の水書房

Weber, Max (1988), *Politik als Beruf*. In: derselbe, *Gesammelte Politische Schriften*. Hrsg. von Johannes Winckelmann, 5. Auflage, Mohr, Tübingen.